五監公告第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年11月27日

五泉市監査委員
柄沢則夫
平井敏弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

スポーツ推進課

3. 監査の範囲

平成26年度の財務に関する事務の執行

4. 監査の実施期間

平成26年10月30日～平成26年11月25日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。
あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理の一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

① 職員の時間外勤務手当及び旅費の支給において、不適切な事務処理が見受けられた。五泉市職員の時間外勤務手当及び休日給に関する規則等関係法令に基づいた適正な事務処理に努められたい。

② 市営野球場使用料及び体育施設の行政財産目的外使用料の収納遅延が見受けられた。五泉市体育施設条例及び行政財産目的外使用料条例等に基づいた適正な事務処理に努められたい。

③ 生涯学習推進事業施設と考えられる２施設の管理及び運営をスポーツ推進課と生涯学習課で分けて所管しているが、利用者への施設情報の提供など２施設の有効、効率的な運営の観点から五泉市教育委員会事務局処務規程に基づいた所管の統一を図られたい。